

# 平成25年第 1 回臨時会

## 新十津川町議会臨時会会議録

平成25年 1 月30日 開会

平成25年 1 月30日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第1回新十津川町議会臨時会

平成25年1月30日（水曜日）  
午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第1号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤澤	敦司	君						
会	計	課	長	長谷川	雄士	君						
保	健	福	祉	課	長	竹原	誠二	君				
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高	松	浩	君
建	設	課	長	三	谷	和	弘	君				
教	育	委	員	会	次	長	加	藤	健	次	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 宮 正 人 君

---

◎開会及び会議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成25年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。  
7番、長名 實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程をいただきました報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。次ページを開いていただきたいと存じます。

専決第1号、専決処分書。物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。処分月日は、平成25年1月15日でございます。

1、事故発生日時、平成24年12月26日、午前10時50分頃でございます。2、事故発生場所、新十津川町字中央13番地26。3、相手方につきましては、新十津川町字中央13番地26、有限会社、ふじ宴観光、代表取締役、遠藤ユリ様でございます。4、事故の概要でございます。本町所有の車両が後進した際、上記場所に設置されている相手方所有の看板に衝突し、当該看板を傾倒させたものでございます。運転手が後方安全確認を怠ったということで、この事故が発生したということでございます。損害賠償の額については、2万6,250円でございます。よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） お伺いしますが、町の車がぶつかって壊れたのでしょうか。

町の車は保険に入っているので保険で直していると思うのですが、この損害賠償も車の保険から出るとかどうにかについてお答え願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは9番議員さんのご質疑にお答えいたします。ご質疑のとおり、相手方の損害に対しても、車両に対しましても、すべて保険で対応してございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第1号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第7号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第1号、平成24年度新十津川町

一般会計補正予算、第7号でございます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億269万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容の説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。歳入の方から申し上げます。補正のある款のみとさせていただきます。

19款、繰入金。補正額276万円、計1億9,869万4千円。

歳入の合計といたしましては、補正額276万円、合計で54億269万2千円でございます。

続きまして、歳出でございます。

3款、民生費。補正額276万円、合計6億5,414万2千円でございます。財源の内訳といたしましては、すべて一般財源で276万円でございます。

補正額の合計につきましては276万円、計54億269万2千円。財源の内訳については、今ほど申し上げましたように、一般財源の276万円ということでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願いたいと存じます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額276万円、計9,602万8千円でございます。財源の内訳といたしましては、一般財源で276万円でございます。節といたしましては扶助費で276万円。内容の説明をいたします。15番、福祉灯油助成事業276万円。近頃の円安、そして、厳寒期における需要量の増大といったようなことによって灯油価格が高騰してございます。そういった中で、低所得者に対して冬期間の生活を安心して過ごしていただけるように、暖房用灯油一世帯当たり100リットルを支給し、経済的な負担の軽減と社会福祉の向上を図ろうとするものでございます。

276万円の算出基礎でございますけれども、現在、灯油価格については、1リットル当たり103円ということでございます。ただ今後この状況がどのように変化していくのかわかりませんので、安全率を見込みまして、灯油1リットル当たり120円を見込んでおり、世帯数230世帯、支給量が一世帯当たり100リットルということで、総額276万円でございます。

支給の要件につきましては、数年前に支給した要件とまったく同一要件でございます。その中で、もう一度要件をご説明させていただきたいと存じます。

まず一つ目は、高齢者世帯でございます。世帯構成員が当該年度に65歳以上になる者のみで構成されており、構成員の各々の収入が80万円以下の世帯。

二つ目は、障害者世帯でございます。これは二つの区分がございます。一つ目の区分は障害者手帳の等級が1級又は2級の者が世帯主となっている世帯。二つ目の区分は、特別障害者手当を受給している者がいる世帯ということでございます。

三つ目は、ひとり親世帯ということございまして、児童扶養手当を全額支給され、扶

養義務者と対象児童以外に同居者がいない世帯。

四つ目に、複合世帯ということでございまして、高齢者と、障害者手帳1級又は2級の者で構成されている世帯ということでございます。

対象とする世帯は、すべて町民税の非課税世帯ということと同時に、併せまして、また、生活保護受給世帯、公租公課の滞納をしておられる世帯については対象外ということにいたしてございます。

これは、冒頭申し上げましたように、過去に支給いたしました要件とまったく同一の要件でございます。

以上の内容で、経済的な負担の軽減、あるいは福祉の向上を図ろうということで、今回、補正をさせていただくということでございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 早くに町として福祉灯油の手当をしていただいたことに感謝を申し上げます。福祉灯油の助成が遅ければ、私は要請をしようと思っておりましたが、いち早くしていただきまして、ありがとうございます。

それで、近隣町村の状況等把握しているかどうか、そこら辺お聞きしたいのですけど。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは9番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。近隣町村ということで、空知管内でございしますが、24市町中、現在のところ実施する所が11、実施をしない所が11、それから検討中が2と、こういう状況でございまして、町においては、かなりの所で実施をするということで進んでいるようでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算、第7号は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成25年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員